

藤沢市個人情報保護審査会答申第21号

2010年 8月25日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護審査会
会 長 篠崎 百合子

生活保護ケース記録に係る管理情報開示拒否決定に対する異議
申立てについて (答申)

2010年(平成22年)1月20日付け(諮問第21号)で諮問された「異議申立人の2008年(平成20年)7月2日から2009年(平成21年)10月15日までの生活保護ケース記録」に係る管理情報全部非開示処分に対する異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、異議申立人の行った「本人の2008年(平成20年)7月2日から2009年(平成21年)10月15日までの生活保護ケース記録」(以下「本件文書」という。)の管理情報開示等請求について、藤沢市個人情報の保護に関する条例(以下「条例」という。)

第23条第3号の規定に基づき、2009年(平成21年)11月16日付けでした管理情報全部非開示処分は妥当でなく、別表の非開示箇所を除き、開示すべきである。

第2 本件諮問までの経過

- 1 異議申立人は、2009年(平成21年)11月5日、実施機関に対し、条例第20条により、本件文書について、管理情報の開示請求をした。
- 2 実施機関は、16日付けで、管理情報の開示請求に係る本件文書につき、全部非開示とした管理情報開示拒否決定をした。
- 3 異議申立人は、2010年(平成22年)1月14日、実施機関に対し、前記管理情報全部非開示処分の取消しを求める異議申立てをした。
- 4 実施機関は、20日付けで、藤沢市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に対し、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- 1 処分庁は、条例第23条第3号に該当するとして非開示決定処分をしている

が、その根拠については判断の不当不合理であり開示請求者本人の人格人権の侵害を回復できない事態を招くことになる。2009年（平成21年）10月15日で生活保護を廃止して自立をしていることから、指導評価選考などとする拒否理由は、不当である。

- 2 証拠資料であるケース記録を開示しないことについて、生活保護業務の適正な執行に支障をきたすとする処分庁の理由は、単なる証拠隠滅を恐れるいいのがれとも取れる理由であり、でっち上げ等を記載している可能性があっても本人には開示できないとする理由は正当な理由ではない。適正な業務をしているならば、本人に開示閲覧しても何ら支障はおこらない。生活保護者とケースワーカーと言う格差があってはならない。

第4 実施機関の主張要旨

- 1 本件文書は、家庭訪問や所内面接等で把握した異議申立人を含む世帯の生活状況や健康状況等の記載、世帯の生活の安定を図るための指導、及び自立に向けての指導等の記載がある。これを開示することにより、異議申立人の認識と生活保護ケース記録の内容が異なった場合、福祉事務所と生活保護受給者との信頼関係を失う可能性があり、今後の生活保護業務を適正に執行していく上で支障をきたすおそれがあり、条例第23条第3号に該当するものとして非開示とした。

- 2 本件文書には生活保護法第4条第1項及び第2項による要保護性（生活困窮状況にあるかどうか）の有無や保護決定後の自立助長を図る必要性から同法第29条により各関係機関に必要に応じて調査等を行い、その結果が記載されている。このようにして得た個人情報・管理情報を開示することにより、情報の提供先と異議申立人の認識が異なった場合、各関係機関との信頼関係を異議申立人、福祉事務所とも失うおそれがあることから、関係機関からの情報提供を得られなくなる可能性がある。そのため、生活保護の決定やその後の処遇等に影響があるものとして非開示とした。

その他にも、関係者から聴取した事項や同一世帯であった者の記載もあるので、非開示とした。

- 3 異議申立人は、生活保護から自立したとはいえ、以上のように保護受給中の自立に向けての指導事項等や関係機関からの調査事項、関係者等から聴取した事項、同一世帯だった者の記録等が記載されているため、非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件文書の内容

- (1) 本件文書は、藤沢市の生活保護事務において、生活保護の担当課が生活保護申請を受理すると、申請者またはその世帯毎に必要な書類を整えて作成する生活保護ケース記録票である。

本件文書は、異議申立人の母親を世帯主として作成されたものと異議申立人のものとして作成された2つの生活保護ケース記録票である。

(2) 本件文書のうち文書1「援助方針・経過票」(1枚目)は、生活保護開始時(申請者が異議申立人の母親)の問題点と共に援助方針、取消年月日、樹立年月日、ケース格付等が記載されている。

(3) 本件文書のうち文書2「新規ケース記録票」(2枚目から7枚目)は、地区担当ケースワーカーが、生活保護の申請をした異議申立人の母親から主に聴き取りした内容を記録した文書であり、申請者の住所、氏名、電話番号、申請理由、訪問調査、世帯構成、生活歴、職歴、親等表、健康状態、障害認定、住居の状況、資産状況、他方・他施策、収入状況、要否判定、措置決定、世帯類型、訪問類型、費用負担、民生委員の意見、社会環境、将来の見通し等が記録されている。

(4) 本件文書のうち文書3「ケース記録表」(8枚目から13枚目)は、生活保護を実施するうえで必要な事項について、主として申請者である異議申立人の母親からの聴き取りのほか、異議申立人からの聴き取りや電話でのやりとり、その他病院、藤沢保健所、不動産業者、市会議員、ハローワーク等関係者との連絡等記録し、さらに援助方針の変更、援助額の変更、住宅費の支給等記録されている。

(5) 本件文書のうち文書4「援助方針・経過票」(14枚目)は、生活保護開始時(申請者が異議申立人)の問題点と共に援助方針、取消年月日、樹立年月日、ケース格付等が記載されている。

(6) 本件文書のうち文書5「新規ケース記録票」(15枚目から20枚目)は、地区担当ケースワーカーが、生活保護の申請をした異議申立人から主に聴き取りした内容を記録した文書であり、申請者の住所、氏名、電話番号、申請理由、訪問調査、世帯構成、生活歴、職歴、親等表、扶養義務者、健康状態、住居の状況、資産状況、他方・他施策、収入状況、要否判定、措置決定、世帯類型、訪問類型、費用負担、民生委員の意見、社会環境、将来の見通し等が記録されている。

(7) 本件文書のうち文書6「ケース記録票」(21枚目から25枚目)は、生活保護を実施するうえで必要な事項について、主として申請者である異議申立人からの聴き取りや電話でのやりとり、その他職業訓練校、貸貸人等関係者との連絡等記録し、さらに教材費、生活移送費、期末一時扶助費、住宅費の認定、布団代の支給、技能取得費並びに訪問類型の変更、基準改定及び援助方針等記録されている。

2 条例第23条第1号、第3号の該当性について

(1) 条例第23条第3号では「開示請求者の指導、診断、評価、選考等に関する

る情報であって開示請求者に知らせないことが正当と認められるもの」は例外的に非開示情報と定められている。その趣旨は特定の個人を対象とする事務の適正な執行を確保するため、記録された情報のうち通常本人が知り得ない評価、判定に関する情報を開示しないことができる旨定めたものである。従って、評価、判定に関わらない客観的な事実に関する情報や、既に異議申立人に知らされている情報及び異議申立人から聴取された情報は、本号の非開示情報に該当しないから、開示すべきである。

なお、第三者情報が含まれているときには、同条第1号により非開示となる。

そこで、本件文書について、同条第1号、第3号の該当性を個別に検討する。

(2) 本件文書1について

本件文書1に記載されている「問題点」「援助方針」はいずれも評価であり、「取消年月日」「樹立年月日」も含めて同条第3号に該当し非開示とする。また一部第三者の情報も含まれており、同条第1号にも該当する。

末尾の「ケース格付 決定・変更年月日」は、訪問頻度を意味し、評価に関する情報であるから同条第3号に該当し非開示とする。但し、「A1 開始時」欄は、生活保護申請したすべての者に該当するので、同条第3号に該当せず、開示する。

(3) 本件文書2について

本件文書2のうち、2枚目表「申請者」が異議申立人本人以外の者であるから、同条第1号該当として非開示とするべきかが問題となる。同号は、個人の正当な利益を保護する観点から定められたことから、開示しても個人の正当な権利利益を害することがないことが明らかな場合まで、同号によって非開示とする必要はない。生活保護は、世帯単位の原則がとられており（生活保護法第10条）、「申請者」が生活保護申請をすることにより、同一世帯に属する異議申立人についても世帯としての生活保護申請がなされたことになる以上、「申請者」の「住所」「氏名」を異議申立人に開示しても、第三者の正当な権利利益を害することがないことが明らかと認められるから、開示すべきである。

「電話番号」は第三者が個人的に利用している番号であることも否定できないことから、開示しても権利利益を害しないことが明らかとまではいえず、条例第23条第1号に該当し非開示とする。

「申請理由」及び「世帯構成」のうち No.1 の学歴欄はいずれも同条第1号に該当し非開示とする。2枚目表のうち、その余は、「訪問調査」や見出しは同条第3号に該当しないから開示する。

2枚目裏のうち、「生活歴」は、見出しを除いて、第三者の情報であるからいずれも同条第1号に該当し非開示とする。2枚目裏のその余はいずれも同条第1号、第3号に該当しないから開示する。

3枚目表の「職歴」は、見出しを除いて、第三者の情報であるからいずれも同条第1号に該当し非開示とする。その余の異議申立人の生活歴は、同条第3号に該当しないから開示する。

3枚目裏は、戸籍事項であり、異議申立人が戸籍謄本等により容易に入手しうる情報であるから個人の正当な権利利益を害するおそれがないことが明らかであることから同条第1号アにより開示する。

4枚目裏は、「健康状態」のうち2行目と「障害認定」の回答が第三者の情報であるから、非開示とする。

5枚目表の「住居の状況」のうち、「家主」欄及び紹介者の同条第1号該当性が問題となる。しかし、「家主」と異議申立人は、賃貸借契約の賃貸人と賃借人の履行補助者という契約当事者に準ずる関係にあることから、開示しても個人の正当な権利利益を害するおそれがないことが明らかであり、紹介者名についても同様に考えられるから開示する。

6枚目表のうち、下から6行目「加入者名」欄の同条第1号該当性が問題となるが、世帯すべてが国民健康保険から医療扶助へ変わったということで、異議申立人にも知りうる情報なので開示する。その余も本人の情報であり、かつ同条第3号に該当しないから開示する。

6枚目裏の「預貯金」のうち、下から9行目の現金、下から7行目の第三者の情報並びに下から2行目及び末行の合計額は、同条第1号に該当し非開示とする。

7枚目表のうち3行目及び5行目の数字は、上記と同様同条第1号に該当し非開示とする。その余は、判定に関する情報であるが、既に本人に知らされている事項なので、同条第3号に該当しないから開示する。

7枚目裏のうち、「社会環境」は、第三者情報のため同条第1号該当により非開示とし、「民生委員の意見」「将来の見通し」は、評価に関する情報であり同条第3号該当により非開示とし、その余は開示する。

(4) 本件文書3について

本件文書3の8枚目表のうち、「2008.7.9」欄と「2008.7.11」欄は、異議申立人との連絡であるから開示し、その余は第三者の情報であるから、年月日も含めて同条第1号に該当し非開示とする。

8枚目裏のうち、「2008.7.23」欄のいずれもと下から4行は、既に異議申立人に知らされている客観的事項であるから開示する。その余は第三者の情報であるから、年月日も含めて同条第1号に該当し非開示とする。

9枚目表のうち、「2008.8.7」欄、「2008.8.11」欄、「2008.8.14」欄及び「2008.8.18」欄は、いずれも異議申立人とのやりとり等であるから開示し、その余は第三者の情報であるから、年月日も含めて同条第1号に該当し非開示とする。

9枚目裏のうち、1、2行目は、不動産屋からの連絡であるから同条第1号該当性が問題となるが、異議申立人の賃貸借契約に関することであり、本人が知っていることであるから開示する。

「2008.9.11」欄は、単に診断会議の実施であり、内容に触れていないから同条第3号に該当せず開示する。

下から9行目「2008.9.17」欄は、異議申立人とのやりとり等であるから開示し、下から4行とその余は第三者の情報であるから、年月日も含めて同条第1号に該当し非開示とする。

10枚目表のうち、第4段は、第三者の情報であるから、年月日も含めて同条第1号に該当し非開示とし、その余は異議申立人との連絡等や既に知らされている決定であるから同条第3号に該当せず開示する。

10枚目裏は異議申立人との面接や既に知らされている客観的事項に関する決定であるから同条第3号に該当せず開示する。

11枚目表から12枚目表までは、いずれも異議申立人との面接、連絡等異議申立人が知っている事項なので同条第3号に該当せず開示する。

12枚目裏のうち、第3段以降は、第三者の情報であるから同条第1号により非開示とし、その余は異議申立人との面接であるから、本人が知っている事項であり、同条第3号に該当せず開示する。

13枚目表は、いずれも第三者の情報であるから同条第1号により非開示とする。

13枚目裏のうち、第2段と第4段は、異議申立人との面接等であり、本人が知っている事項であるから同条第3号に該当せず開示する。その余は、いずれも第三者の情報であるから同条第1号により非開示とする。

(5) 本件文書4について

本件文書4に記載されている「問題点」「援助方針」はいずれも評価であり、「取消年月日」「樹立年月日」も含めて同条第3号に該当し、非開示とする。末尾の「ケース格付 決定・変更年月日」は、上記(2)で述べたとおりである。

(6) 本件文書5について

本件文書5のうち、15枚目表裏は、異議申立人の情報であり、同条第3号に該当しないから開示する。

16枚目表も異議申立人の情報であり、同条第3号に該当しないから開示す

る。16枚目裏は、戸籍事項であり、(3)に述べたと同様同条第1号アに該当し開示する。

17枚目表は、第三者の情報であるが、氏名、続柄、年齢及び住所欄は、既に本人が知っている情報で、第三者の権利利益を害するものでもないから同条第1号に該当せず開示する。扶養欄は第三者の情報であるから、同条第1号に該当し非開示とする。

17枚目裏は、異議申立人からの情報であり、同条第3号に該当しないから開示する。

18枚目表から19枚目裏まで上記と同様開示する。

20枚目表は、異議申立人に既に知らされている客観的事項に関する決定等であるから同条第3号に該当せず開示する。

20枚目裏のうち、「民生委員の意見」、「社会環境」及び「将来の見通し」は、指導、評価に関する情報であり同条第3号該当により非開示とし、その余は開示する。

(7) 本件文書6について

本件文書6のうち、21枚目表ないし22枚目裏までは、いずれも異議申立人への訪問や既に知らされている客観的事項に関する決定等であるから同条第3号に該当せず開示する。

23枚目表のうち、「2009. 2. 9」欄は、異議申立人も含めた面談であるから開示し、「2009. 3. 17」欄のうち、基準改定は、異議申立人に知らされている客観的事項に関することであるから開示する。その余は、評価に関するものであるから、同条第3号に該当し非開示とする。

23枚目裏と24枚目表は、連絡、面接等異議申立人とのやりとりであるから開示する。

24枚目裏のうち、第3段と下から3行は、評価に関することなので、同条第3号に該当し非開示としその余は、連絡、面談等異議申立人が知っている事項なので開示する。

25枚目表裏は、いずれも面接等異議申立人に知らされている事項なので開示する。

3 結論

よって、実施機関が本件文書について管理情報全部非開示決定をした処分は妥当でなく、別表の非開示箇所を除き、開示すべきであると判断する。

以 上

別表（本件文書の非開示部分）

頁・項目 等	行 等
<p>文書 1</p> <p>1 枚目表</p> <p>「保護開始時」の うち「問題点」 「援助方針」 「取消年月日」 「樹立年月日」 「援助方針」 「取消年月日」 「ケース格付 決定・ 変更年月日」</p>	<p>すべて すべて すべて すべて すべて すべて 「A 1 開始時」を除くすべて</p>
<p>文書 2</p> <p>2 枚目表</p> <p>「2 申請者」 「4 申請理由」 「6 世帯構成」</p> <p>2 枚目裏</p> <p>「10 生活歴」</p> <p>3 枚目表</p> <p>4 枚目裏</p> <p>「13 健康状態」 「14 障害認定」</p> <p>6 枚目裏</p> <p>「20 収入状況」</p> <p>7 枚目表</p>	<p>3 行目「電話番号」を除くすべて すべて 2 行目「学歴」の項目</p> <p>見出しの「(1) 出生」「(2) 学歴」「(3) 結婚」を除くすべて</p> <p>2 行目</p> <p>2 行目 すべて</p> <p>下から 9 行目左から 13 文字目から 18 文字目まで 下から 7 行目「名義人」「銀行支店名」「口座番号」の項目及び「残金(円)」の項目の「円」を除くすべて 下から 1 行目及び 2 行目の合計額 3 行目左から 2 文字目から 7 文字目まで 5 行目左から 17 文字目から 22 文字目まで</p>

頁・項目 等	行 等
7 枚目裏 「27 民生委員の意見」 「28 社会環境」 「29 将来の見通し」	すべて すべて すべて
文書 3 8 枚目表 「年月日、取扱事項、 記事」欄 8 枚目裏 「年月日、取扱事項、 記事」欄 9 枚目表 「年月日、取扱事項、 記事」欄 9 枚目裏 「年月日、取扱事項、 記事」欄 10 枚目表 「年月日、取扱事項、 記事」欄 12 枚目裏 「年月日、取扱事項、 記事」欄 13 枚目表 「年月日、取扱事項、 記事」欄 13 枚目裏 「年月日、取扱事項、 記事」欄	1 行目から 10 行目まで 13 行目から 16 行目まで 19 行目から 26 行目まで 3 行目から 23 行目まで 1 行目から 3 行目まで 6 行目から 9 行目まで 3 行目から 15 行目まで 22 行目から 25 行目まで 8 行目から 9 行目まで 12 行目から 26 行目まで 1 行目から 21 行目まで 1 行目から 9 行目まで 14 行目

頁・項目 等	行 等
文書 4 1 4 枚目表 「保護開始時」の うち「問題点」 「援助方針」 「取消年月日」 「樹立年月日」 「援助方針」 「ケース格付 決定・ 変更年月日」	すべて すべて すべて すべて すべて 「A 1 開始時」を除くすべて
文書 5 1 7 枚目表 「1 2 扶養義務者」 2 0 枚目裏 「2 7 民生委員の意見」 「2 8 社会環境」 「2 9 将来の見通し」	「扶養」の項目 すべて すべて すべて
文書 6 2 3 枚目表 「年月日、取扱事項、 記事」欄 2 4 枚目裏 「年月日、取扱事項、 記事」欄	1 6 行目から 1 8 行目まで 2 1 行目 6 行目 1 7 行目から 1 9 行目まで

備考 文字数は、当該行の記載のある文字を左から数えたもので、句読点も一文字として数えたものである。

「ケース記録表（票）」の行数は、印影を除いて数えたものである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2010. 1. 20	諮問
2010. 2. 4	市長から審査会へ拒否決定に係る管理情報及び非開示等理由 説明書の提出
2010. 2. 25	第1回審査会 実施機関からの意見聴取 審議
2010. 4. 6	第2回審査会 審議
2010. 5. 12	第3回審査会 審議
2010. 6. 16	第4回審査会 審議
2010. 8. 25	答申

第12期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2010年4月1日～2012年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
大 淵 辰 雄	医師
○ 小 澤 弘 子	弁護士
◎ 篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授
吉 田 眞 次	公認会計士

◎会長 ○職務代理者